

令和 2 年 5 月 25 日 議会運営委員会 議事録
13時28分 開会

○出席委員 (6 人)

委 員 長 児玉 朋也

副委員長 和田 芳弘

委 員 北地 範久、西村 一啓、網谷 芳孝、日城 究

議 長 細川 雅子

副 議 長 寺岡 公章

○欠席委員 なし

○児玉委員長 それでは、定足数に達しておりますので、ただいまから議会運営委員会を開会いたします。

市長さんがお見えですので、御挨拶をお願いいたします。

市長。

○入山市長 議会運営委員会開催、ありがとうございます。よろしくお願い申し上げます。

○児玉委員長 それでは、議事日程に従いまして、議事を進めていきたいと思いを。

日程第 1、議案の取り扱いについて（5 月臨時会）を議題といたします。

執行部から議案の概要の説明をお願いいたします。

総務部長。

○中村総務部長 こんにちは。よろしくお願いいたします。

議案の概要説明いたします前に、特別定額給付金の実施状況について御報告を申し上げます。

4 月 27 日現在で住民票に登録されている方を対象に 10 万円の給付ということで実施をいたしております。4 月 27 日時点で、1 万 2,973 世帯の方が対象になっております。今日現在で、1 万 1,935 件ということで 92 % の申請がございました。支払いのほうも、本日 89.4 % が終了する見込みでございます。特別定額給付金については以上でございます。

それでは、議案の概要につきまして御説明をさせていただきます。令和 2 年 5 月大竹市議会臨時会（第 2 回）議案の概要でございます。

最初に、報告第 2 号繰越明許費繰越しの報告についてでございます。

こちら、19 件でございます。庁舎等管理事業、こちらが 200 万円の繰り越しでございます。12 月補正で計上したものでございますけれども、庁舎前広場の設計業務のほうが実施できておりませんので、これを繰り越すものでございます。

続きまして、本庁舎耐震改修事業 158 万 9,000 円、こちらは未執行部分の繰り越しでございます。

それから次の、旧穂仁原小学校プール撤去等事業、それから下のほうにございます小学校情報通信ネットワーク環境整備事業、それから小学校施設天井改修事業、中学校情報通信ネットワーク環境整備事業、中学校施設天井改修事業、こちらの 5 件は、3 月補正で行

っております。時間的な余裕がありませんでしたので、繰り越しを行うものでございます。

それから、プレミアム付商品券事業2,026万7,000円の繰り越しでございます。

こちら利用が3月31日までということでございますので、まだ、商品券の換金のほうが、残っております。そうした関係で繰り越しをしております。

それから市立保育所等整備事業712万8,000円でございます。

設計の前払い金を2年の設計業務完了後に支払うという変更となったために繰り越すものでございます。

続きまして、健康管理システム改修事業176万円でございます。

こちら改修に必要な情報が国のほうから示される予定でございましたけれども、その時期が遅れたために繰り越しとなったものでございます。

続きまして、小栗林線1号橋架替事業でございます。

4,080万円でございます。主要物件の移設協議等により時間を要したために繰り越すものでございます。

それから、その下の林地崩壊対策事業1,200万円、こちらのほうも、関係者との調整に時間を要したものでございます。

それから、県営事業負担金（三倉岳県立自然公園）、それからその下のほうにも県営事業負担金が道路、砂防、港湾と3つございます。この4本は県の事業執行に応じて、繰り越しを行うものでございます。

それから、大竹地区移動等円滑化基本構想策定事業527万5,000円でございますけれども、こちら関係機関との協議に時間を要したものでございます。

その下、橋りょう補修調査設計事業422万2,900円でございます。こちら入札不調によって契約時期が遅れたことによりまして事業完了が困難となったものでございます。

それから、大竹駅周辺整備事業2億238万6,094円でございます。

こちら鉄道事業者との協議調整に時間を要し、事業の完了が困難となったものでございます。

以上、19件が繰越明許費に係る歳出予算の翌年度繰越し額ということで報告させていただくものでございます。

続きまして、報告第3号、継続費繰越しの報告についてでございます。こちら5件ございます。

いずれも通次繰越しということで、年割り額の未執行部分を繰り越しをするというものでございます。

本庁舎耐震改修事業は、平成30年から令和2年の3か年でございます。2億6,845万8,600円を繰り越すものでございます。

それから、白石墓地移転事業は、令和元年から令和2年の2か年の事業でございます。1,210万円を繰り越すものでございます。

それから、青木踏切改良事業は、平成30年から令和2年の3か年の事業でございます。1億182万円の繰り越しをいたします。

それから、大竹駅周辺整備事業は、平成30年から令和5年の6か年の計画でございます。

4億5,630万7,910円の繰り越しでございます。

それから、大竹会館改築等事業は、令和元年から令和5年の5か年の計画でございます。1,200万円の繰り越しでございます。

以上5件が継続費に係る繰り越しでございます。

次に、報告第4号予算繰越しの報告についてということで、水道事業会計、工業用水道事業会計、公共下水道事業会計の3件でございます。

水道事業会計、工業用水道事業会計はいずれも岩国大竹道路事業に伴う送配水管移設事業の関係でございます。国の事業の進捗の遅れ、それから移設に時間を要したということから工事発注が遅れまして、年度内の完了が困難となったものでございます。

水道事業会計のほうは2,655万6,000円、工業用水道事業会計が3,683万4,000円の繰り越しでございます。

それから、大竹下水処理場機械電気設備改築更新実施設計事業は、2,800万円の繰り越しとなっております。

こちら業務発注後に、し尿処理場との統合が決定をされまして、その統合基本計画が決まるまで本事業を進めることが困難ということになりまして、年度内の完了ができなくなったというものでございます。

以上3件が報告第4号の予算繰越しの報告ということでございます。

続きまして、認第1号専決処分の承認を求めることについてでございます。

専決処分した事件でございますが、大竹市介護保険条例の一部を改正する条例の制定でございます。

令和元年10月からの消費税率の引き上げに対しまして、低所得者対策として介護保険料の軽減措置の強化を目的とした介護保険法施行令及び介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部を改正する政令が令和2年3月30日に公布されたことに伴いまして、条例の改正が必要になったものでございます。

改正の内容につきましては御覧のとおりでございます。第1段階、第2段階、第3段階それぞれ改正をするものでございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。専決処分日は令和2年3月31日となっております。

続きまして、認第2号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例等の一部を改正する条例）でございます。

専決処分をした理由でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和2年3月31日に公布されたことに伴いまして、市税条例等の一部を改正するものでございます。

改正の主な内容でございます。市民税関係それから固定資産税関係、たばこ税関係とそれぞれでございます。市民税関係はアからエの4点でございます。それから固定資産税の関係がアからエの4点でございます。市民税のほうは、主なものを言いますと、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得にかかる個人の市民税の課税特例に関する規定の適用期限を3年間延長するといったものでございます。

それから、固定資産税関係でいえば、所有者不明土地、こういったものの固定資産に関し

まして調査を尽くしても所有者が明らかにならない場合に当該固定資産の使用者を所有者とみなすことができることを規定するものでございます。

それから、たばこ税、こちら卸売販売業者等が申告する輸出等にかかる課税免除を適用する手続きに関しまして、課税免除の事由に該当することを証明する書類を保存することを前提として申告書に当該書類を添付することを不要とすることができる規定でございます。

その他、引用条項のずれ、改元に伴う字句等の整理がございます。

施行期日は令和2年4月1日でございます。専決処分日は令和2年3月31日でございます。

続きまして、認第3号専決処分の承認を求めることについて（大竹市国民健康保険条例の一部を改正する条例）でございます。

こちら新型コロナウイルスの関係でございます。新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金を支給するための、条例の一部改正でございます。

主な内容としては、給与等の支払いを受けている国民健康保険の被保険者が療養のために労務に服することができないとき、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち、労務に就くことを予定した日について傷病手当金を支給するというものでございます。基本的には3分の2に相当する金額を支給するということになります。

施行期日でございますが、公布の日としておりまして、令和2年4月13日公布でございます。専決処分日は令和2年4月13日となっております。

続きまして、認第4号専決処分の承認を求めることについて（大竹市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例）でございます。

こちら、国民健康保険と同様に、後期高齢者医療に関する条例の一部を改正するものでございます。内容的には、同じものなのですが、大竹市のほうで、傷病手当金の支給に関する申請書の受付ができるように、条例を改正するというものでございます。本体のほうは、広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例を改正しております。

施行期日は令和2年5月1日でございます。専決処分日は令和2年4月30日でございます。

それから、認第5号専決処分の承認を求めることについて（大竹市税条例及び大竹市都市計画税条例の一部を改正する条例）でございます。

地方税法等の一部を改正する法律が令和2年4月30日に公布されたことに伴いまして、市税条例、それから都市計画税条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容でございますけれども、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のための措置による納税者に及ぼす影響の緩和を図るために改正するというものでございます。それぞれ固定資産税、軽自動車税、市税の、軽減措置や徴収を1年間猶予するというような内容のものでございます。

施行期日は公布の日となっております。公布日は令和2年4月30日でございます。専決処分日も同日でございます。

続きまして、認第6号専決処分の承認を求めることについて（令和2年度大竹市国民健

康保険特別会計補正予算（第 1 号））でございます。

傷病手当金の関係で歳出80万円を補正するものでございます。補正予算額80万円を加えて、予算総額を32億3,945万4,000円とするものでございます。

専決日は令和 2 年 4 月 13 日でございます。

続きまして、認第 7 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度大竹市一般会計補正予算（第 1 号））でございます。

これは一番最初の特別定額給付金の事務費部分を、補正させていただいたものでございます。補正予算額は3,337万6,000円、予算総額としては178億2,702万8,000円となっております。事務費部分のみを計上しておりまして、これは国の10分の10ということで特別定額給付金給付事務費国庫補助金として3,337万6,000円を歳入として組んでおります。

専決処分日は令和 2 年 4 月 24 日でございます。

続きまして、認第 8 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度大竹市一般会計補正予算（第 2 号））でございます。

こちらは、歳出のほう見ていただきますと、特別定額給付金給付事業が26億9,000万円、これは特別定額給付金の本体のほうですね、実際の10万円の支給のほうでございます。これも国から10分の10ということで歳入のほう見ていただきますと特別定額給付金給付事業費国庫補助金26億9,000万円組ませていただいております。

それから、中小企業経営安定支援事業、こちらは県と一緒にやっております。県が3分の2、市が3分の1を負担するものでございます。2,503万円を組んでおります。補正予算額は27億1,503万円でございます。予算総額は205億4,205万8,000円でございます。

専決処分日は令和 2 年 5 月 1 日となっております。

続きまして、認第 9 号専決処分の承認を求めることについて（令和 2 年度大竹市一般会計補正予算（第 3 号））でございます。

補正予算額は3,333万1,000円ということでございます。歳出のほう見ていただきますと、2 件、子育て世帯臨時特別給付金支給事業、こちら国が10分の10の事業で、3,202万円でございます。

それから、給食センター運営事業131万1,000円。これは新型コロナウイルスで学校が休業になったときの給食の材料費の補償という形で、組ませていただくものとなります。こちら国のほうに3分の2ほど負担をいただき、歳入に学校臨時休業対策費国庫補助金として98万2,000円組んでおります。

子育て世帯への臨時特別給付金給付にかかる国庫補助金はそのままだ10分の10でございますので、3,202万円を組ませていただいております。残りは財政調整基金繰入金を充てております。予算総額は205億7,538万9,000円でございます。

専決処分日は令和 2 年 5 月 13 日でございます。

続きまして、議案第38号令和 2 年度大竹市一般会計補正予算（第 4 号）でございます。

補正予算額9,822万6,000円、予算総額は206億7,361万5,000円となります。

内容でございますけれども、別にお配りしております新型コロナウイルス感染症対応補正事業ということで、こちらのほう御覧いただければと思います。

歳出のほうから見ていただきますと、地域公共交通事業者支援補助金136万円、こちらが別紙のほうでいきますと一番上ですね、地域公共交通事業者支援給付金でございます。市内に本社または営業所を置くバス事業者、タクシー事業者等に対して事業継続に必要な感染拡大防止費用を支援するものでございます。バス6万円、タクシー1万円、フェリー25万円ということで、補正予算額136万円でございます。

それから、生活困窮者自立支援事業ということで、こちらが上から2番目のところですね、701万1,000円です。離職や休職等による収入減によりまして、住居を喪失する者、あるいは喪失するおそれのある者に対しまして住居を確保するための家賃の一部を給付するものでございます。

続きまして、感染症対策支援事業が320万円でございますけれども、事業としては2つございます。介護事業所に対するものと、それから健康づくりグループに対するもの、2本でございます。

上のほうは介護事業所に対するものでございます。介護サービスの実施における利用者、ヘルパー等の感染拡大を予防するため、市域に介護事業所を置く法人に対してサービス提供事業者等の感染予防対策のために要した経費の一部を助成するというものでございます。1 法人上限10万円としておりまして、17法人を見込んでおりまして170万円。

それから、地域の通いの場等で住民が主体的に行う健康づくり等の活動における感染拡大を予防するため、実施グループ等の感染予防対策のために要した経費の一部を助成するものでございます。1 グループ上限3万円ということで、50グループを見込んでおりまして、これが150万円ということでございます。合わせて320万円でございます。

それからその下、障害児通所給付事業でございます。

こちら、臨時休校等に伴いまして、利用率が増加する放課後等デイサービスにつきまして、利用者の金銭的負担等を減らすために、その増加分につきまして交付するというものでございます。こちらが122万2,000円でございます。

続きまして、ひとり親家庭臨時特別給付金支給事業でございます。

こちら、ひとり親家庭の生活困窮を支援するため、市内に在住し、4月または5月分の児童扶養手当を受給する世帯に対しまして、1世帯当たり5万円を支給するというものでございます。大体195世帯ぐらいを予定しております。975万円でございます。

それから、妊婦乳幼児健康診査事業でございます。

こちら集団による乳児健診が開催ができなくなっておりまして、そのため、医療機関での個別健診の機会を設けることで、乳児の健全な発育を支援しようというものでございます。こちら78万2,000円でございます。

それから、中小企業経営安定支援事業でございます。

こちら、項目としては4点ございます。その中の一番上、こちらが新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業の状況が悪化した市内中小企業者に支援を行うというものでございます。市内中小企業者で2月以降の1か月間の売上高が前年比で30%以上の減少があり、その減少額が10万円以上の者を対象に1事業者につき10万円を給付しようとするものでございます。710事業者への予定をしておりますが、こちらが5,835万円というこ

とでございます。

それからその下、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、事業の状況が悪化した市内中小企業者に委託先の予定である商工会議所が専門の相談員を派遣して相談等の支援を実施するというもので、やっております。67万3,000円です。

それからその下、こちらが新型コロナウイルス感染症の影響によりまして、従業員の雇用を守るために雇用調整助成金の申請書類作成等を社会保険労務士等に依頼した場合の費用について助成をするものでございます。こちら1事業者につきまして10万円を限度に助成をしようというものでございます。120件程度を予定をしております。1,200万円でございます。

それから一番下、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして売上げが減少している飲食店を支援するために、テイクアウトなどのPRを大竹商工会議所、大竹青年会議所と共同で実施をするというもので、市は基本的には宣伝部門を支援しようというところでこちら197万3,000円を組ませていただいております。合計7,299万6,000円、こちらが中小企業経営安定支援事業の補正額でございます。

それから最後、防災・保安体制整備事業でございます。

避難場所、避難所の運営時に、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、体温計、それからパーティション等を購入をしようとするものでございます。補正額は190万5,000円でございます。

補正額合計が9,822万6,000円で、予算総額は206億7,361万5,000円となります。

続きまして、議案第39号令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）でございます。

毎年度でございますけれども、繰上充用金でございます。補正予算額は5億2,431万7,000円、予算総額は8億1,670万1,000円となっております。繰上充用金を5億2,431万7,000円で行うものでございます。

それから、それに併せまして一時借入金の補正ということで追加額5億2,400万円、最高額を8億1,400万円に変更しようとするものでございます。

以上が5月臨時会のほうに、上程をさせていただこうと考えております議案でございます。よろしくをお願いいたします。

○児玉委員長 はい、ありがとうございました。ただいま説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 質疑がないようですので、議案の取り扱いについて事務局の説明をお願いします。

局長。

○田中議会事務局長 それでは、議案の取り扱いについて事務局案を御説明申し上げます。

議案の上程につきましては、申し合わせにより、執行部の説明者ごと一括したのとなっております。お手元の議事日程に沿って一括した議案のまとまりごとに取り扱いの御説明をまいります。

まず、報告第2号から議案第39号までの8件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受けます。その後、一括質疑の後、報告第2号及び報告第3号の2件につきましては、いずれも報告事項でございますので、質疑をもって終了と考えております。

認第6号から認第9号までの4件につきましては、いずれも専決処分の承認を求めるものでございますので、委員会付託を省略し、即決。

議案第38号につきましては、総務文教委員会へ付託、議案第39号につきましては、生活環境委員会へ付託と考えております。

続きまして、報告第4号でございますが、上程後、提案理由の説明を受け、報告事項でございますので、質疑をもって終了となります。

続きまして、認第1号から認第4号までの3件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、いずれも専決処分の承認を求めるものでございますので、一括質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

続きまして、認第2号及び認第5号の2件でございますが、一括上程後、提案理由の説明を受け、いずれも専決処分の承認を求めるものでございますので、一括質疑の後、委員会付託を省略し、即決と考えております。

以上でございます。

○**児玉委員長** ただいま事務局から取り扱いの説明がございましたが、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 質疑がないようでございますので、事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**児玉委員長** 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

続きまして、日程第2、会期決定についてを議題といたします。

事務局の説明をお願いします。

局長。

○**田中議会事務局長** それでは、会期決定につきまして御説明申し上げます。

お手元の会期日程の案を御覧いただきたいと思います。

会期は5月27日から5月28日までの2日間を考えております。本会議を5月27日に開会し、会期決定、各議案の報告、上程、付託をし、先ほど御決定いただきましたとおりの取り扱いをしてまいります。

続きまして、付託されました議案の審査のための各常任委員会の開催でございますが、5月27日の本会議終了後、同日中に開会と考えております。具体的には本会議終了後、直ちに総務文教委員会を開会し、その終了後、生活環境委員会を開会と考えております。なお、議案第39号の令和2年度大竹市土地造成特別会計補正予算（第1号）につきましては、例年では繰り上げ充用を執行部で専決し、6月定例会で承認議案として提出されるものでございますが、本臨時会は5月に開催されますので、今会期中に採決をするということで調整をお願いいたします。

本会議最終日を5月28日といたしまして、両常任委員会付託議案の委員長報告、質疑、討論、採決を行い、臨時会の閉会と考えております。

以上でございます。

○児玉委員長 ただいま会期について事務局案の説明がありました。事務局からの説明に対しまして質疑等ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、各常任委員会ですが、27日の本会議終了後に開会ということ、そして順序につきましても両常任委員長に御確認いただきたいと思います。

いかがでしょうか、よろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 それでは、お諮りいたします。

5月臨時会の会期決定及び2日間の会議の流れ、これにつきまして事務局案のとおり決して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○児玉委員長 御異議なしと認め、そのように決定いたします。

続きまして、日程第3、その他を議題といたします。

事務局から説明をさせます。お願いします。

局長。

○田中議会事務局長 先日5月18日開催の議会運営委員会におきましては、新型コロナウイルス感染症への対応についてを協議事項といたしまして、感染拡大防止のための当面の市議会における対策を皆様に協議いただきました。その際、会議日程等の留意事項といたしまして、本会議での執行部説明者を制限するため、円滑な会議運営のため、本会議での発言については事前通告を従前に増して徹底していただくとともに、委員会につきましてもできるだけ質問等の通告をお願いいたしたいということを御確認いただいているところでございます。

新型コロナウイルスを取り巻く現状を鑑みましても、引き続き本市議会において講じることとした対策に留意し、運営していく必要があろうかと存じます。先ほど、臨時会の会期につきましては、5月27日に本会議と常任委員会を、28日には本会議が開かれるということで御決定いただきました。つきましては、発言の通告に関しまして改めて御留意いただきまして、非常に短時間にはなりますが、27日の本会議についてはできれば本日中に、以降の常任委員会、本会議につきましても適宜速やかに事前通告への御協力をしていただきますようお願いしたいと思います。

以上でございます。

○児玉委員長 先週月曜日5月18日の議会運営委員会において、新型コロナウイルス感染症に関して市議会として当面の間講じていく対策を協議、確認いたしました。来る臨時会に備えて皆さんに再確認いただき、対応に御協力をといった説明でございました。近く臨時会が開かれることになりましたが、現在のような状況でございますので、発言の通告につきましては、議会運営委員長の私からも改めまして協力のほうをお願いしたいと思います。

(2 . 5 . 25)

また、ただいまの件につきまして、会派の代表におかれましては各会派所属の議員に御周知をお願いいたします。

それでは、以上で日程は全て終了いたしました。

これをもって議会運営委員会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

14時04分 閉会